

青森県作業療法士会災害対策マニュアル

(2022年3月5日 理事会承認)

1. 平時

理事会及び正会員は、災害時に備え、平時より危機管理の強化に努める。

① 情報収集

各団体・組織の災害対応への取り組みなどを情報収集し、検証する。

② 災害支援の啓蒙・啓発、普及

災害支援関連の研修会の開催、および各団体・組織で開催される研修会への正会員の派遣・参加促進、広報に努める。

また、正会員のみならず各所属病院・施設、患者、周辺住民にも理解を求める。

③ 青い森 JRAT への参画・行政等との連携

青い森 JRAT へ参画を通じ、定期的に行行政（県の担当部署）との意見交換会を開催し、災害救助法における災害リハの位置づけ並びに平時・災害時の対応等を討議する。

意見交換により行政の要望を受け入れ、必要に応じて協定を結ぶなど、災害時の双方の役割を明確化する。

④ 連絡網の整備

災害時の安否確認の連絡網を別紙の通り整備する。連絡網の連絡先は定期的または必要に応じて修正する。

2. 発災時

理事会は、災害（地震：震度5強、風水害：台風や河川の氾濫や土砂災害などでブロックの広範囲で避難指示）発生時、速やかに災害対策本部を立ち上げ、対応にあたる。

正会員は、災害発生時、速やかに安否・被災状況等を連絡網に基づき、各ブロック理事又は各ブロック長へ報告する。

① 災害対策本部立ち上げ

災害対策本部は県士会事務局とし、本部長は県士会長、事務局は事務局長、その他理事・事務局員が交代で対策本部活動にあたる。

対策本部は以下の活動を行う。

- 1) 正会員の安否・被災状況の取りまとめ
- 2) 県や関係機関との連絡・連携

② 安否確認

連絡網（別紙）を元に各ブロック理事・ブロック長が各施設へ連絡し、情報を取りまとめ対策本部へ報告する。

- 1) 各ブロック理事・長が各施設ごとにブロック正会員へ連絡
- 2) 安否・被災状況を確認（生死・けがなど、家族状況、家屋状況、職場状況、など）
- 3) 事務局へ報告

③ 県内の被災者への対応が必要な場合

ブロックごとに被災状況を確認し、災害対策本部へ報告する。災害対策本部は、災害対策・被災者支援の必要性や具体的な方法などについて青い森 JRAT とともに検討・協議し、決定・実行する。

④ 県外の被災者への対応が必要な場合

青い森 JRAT へ参画し対応する。